

福岡市障がい者差別解消審査会について

1 所掌事務（条例第27条）

条例第17条の規定による諮問（※）に応じ、当該諮問に係る事案について調査審議すること。

（※）不当な差別的取扱いを行ったとされる事業者が、福岡市からの指導・助言に正当な理由なく従わない場合に、福岡市が当該事業者に対し、さらなる行政指導として勧告を行うべきか否かについて、市長が当審査会に諮問すること。

2 会長（規則第12条）

会長は、委員の互選によって定める。

会長は、会務を総理し、審査会を代表する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

3 会議（運営要領（案）第1条・第6条）

(1) 招集

審査会の会議は、会長が招集する。会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日及び議案を委員に通知する。

(2) 定足数

審査会は、3人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

(3) 議事

会長は、会議の議長となり、議事を整理する。議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(4) 会議の公開

審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が非公開とすべき理由がないと認めるときは、公開することができる。

4 参考人の出席等（条例第30条、運営要領（案）第4条・第5条）

審査会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 専門委員（条例第29条、運営要領（案）第3条）

審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。